

岩内町特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条の2（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号の2に掲げる特定用途制限地域内における特定の建築物及び工作物の用途の制限について必要な事項を定めることにより、当該地域の特性に応じて合理的な土地利用を図るとともに、良好な環境の形成及び保持に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において使用する用語の定義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の例による。

2 この条例において「基準時」とは、法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条の規定（同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、都市計画法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特定用途制限地域の決定又は変更に係る岩内町の告示に定める特定用途制限地域内の建築物及び工作物に適用する。

2 地域産業の振興上必要と認められ、町長の確認を受けた次の各号に掲げる建築物若しくは工作物については、この条例の規定は適用しない。

(1) 次条第1項に規定する区分のうち、沿道地区及び自然共生地区内における農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物等（特定用途制限地域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは工作物をいう。）

(2) 次条第1項に規定する区分のうち、沿道地区及び自然共生地区内における農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）に規定する農林漁業体験民宿業の施設

(3) この条例の施行日において、現に存する建築物と用途上不可分な建築物及び工作物

(4) 土木工事等に使用する臨時の工作物

(建築物の用途制限)

第4条 前条第1項に規定する地域内においては、別表第1左欄の区分により同表右欄に掲げる建築物を建築してはならない。

2 前条第1項に規定する地域内においては、既存の建築物の用途を別表第1左欄の区分により同表右欄に掲げる建築物の用途に変更してはならない。

(用途制限の特例)

第5条 令第130条の2第3項の規定により、町長がこの条例の規定の適用に関し、地域の良好な環境を阻害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて、許可した建築物については、この条例に定める制限の適用を除外することができる。

2 町長は、前項の規定により建築物の許可をしようとする場合においては、あらかじめ岩内町都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第6条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合は、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計が、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(4) 第4条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量(以下、「出力等」という。)による場合においては、増築後のそれらの出力等の合計は、基準時におけるそれらの出力等の合計の1.2倍を超えないこと。

(建築物の敷地が特定用途制限地域の内外にわたる場合等の措置)

第7条 建築物の敷地が特定用途制限地域の内外にわたる場合において、その敷地の過半が当該特定用途制限地域に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、この条例の規定を適用する。

2 建築物の敷地が区分の異なる特定用途制限地域にわたる場合においては、その建築物又はその敷地の全部について、その敷地の過半の属する区分の特

定用途制限地域に係る規定を適用する。

(工作物への準用)

第8条 別表第2左欄の区分により同表右欄に掲げる工作物については、第4条から前条までの規定を準用する。この場合において、第6条第2号及び第3号中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と読み替えるものとする。

(許可の条件)

第9条 町長は、この条例の規定による許可をする場合においては、第1条の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(許可申請手数料)

第10条 許可を受けようとする者は、当該許可の申請の際、岩内町手数料条例(平成12年岩内町条例第7号)に定める額の手数料を納めなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

(罰則)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第1項(第8条において準用する場合を含む。)の規定に違反した場合における当該建築物又は工作物の建築主又は築造主

(2) 第4条第2項(第8条において準用する場合を含む。)の規定に違反した場合における当該建築物又は工作物の所有者、管理者又は占有者

(両罰規定)

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、都市計画法第20条第1項の規定による特定用途制限地域の決定の告示があった日から施行する。

(岩内町手数料条例の一部改正)

第2条 岩内町手数料条例(平成12年岩内町条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第4中31の部を32の部とし、3の部から31の部まで1部ずつ繰り下げ、2部の次に次のように加える。

3	特定用途制限地域内建築物等制限 特例許可	1 件につき	6 3,0 0 0 円
---	-------------------------	--------	-------------

別表第 1 (第 4 条関係)

種別	建築してはならない建築物
リゾート地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 令第 1 3 0 条の 9 の表中商業地域欄に掲げる量を超える危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（地下貯蔵槽により石油類を貯蔵する場合を除く。） 2 カラオケボックスその他これに類するもの（ホテル又は旅館に附属するものを除く。） 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。） 4 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第 1 3 0 条の 9 の 5 に規定するもの 6 自動車教習所 7 畜舎で床面積の合計が 1 5 平方メートルを超えるもの 8 法別表第 2（ぬ）項第 3 号に掲げる工場（(3)、(7)を除く。） 9 法別表第 2（る）項第 1 号に掲げる工場 1 0 倉庫業を営む倉庫
沿道地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 令第 1 3 0 条の 9 の表中商業地域欄に掲げる量を超える危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（地下貯蔵槽により石油類を貯蔵する場合を除く。） 2 店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 5 0 0 平方メートルを

	<p>超えるもの</p> <p>3 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>5 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定するもの</p> <p>6 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p> <p>8 自動車教習所</p> <p>9 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に規定するもの</p> <p>10 ホテル又は旅館</p> <p>11 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの</p> <p>12 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げる工場</p> <p>13 法別表第2(る)項第1号に掲げる工場</p>
<p>自然共生地区</p>	<p>1 令第130条の9の表中準住居地域欄に掲げる量を超える危険物の貯蔵又は処理に供する建築物(地下貯蔵槽により石油類を貯蔵する場合を除く。)</p> <p>2 店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの</p> <p>3 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>5 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定するもの</p> <p>6 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p> <p>8 自動車教習所</p> <p>9 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトク</p>

	<p>ラブその他これに類する令第130条の7の3に規定するもの</p> <p>10 ホテル又は旅館</p> <p>11 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの</p> <p>12 法別表第2(と)項第3号に掲げる工場((6)を除く。)</p> <p>13 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げる工場((8の2)を除く。)</p> <p>14 法別表第2(る)項第1号に掲げる工場</p>
--	--

別表第2(第8条関係)

種別	築造してはならない工作物
リゾート地区 沿道地区 自然共生地区	<p>1 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用する用途に供する工作物</p> <p>2 レディーミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用する用途に供する工作物</p> <p>3 アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造に供する工作物</p>